

3交通第228-26号
令和3年11月5日

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造

「感染警戒期」から「準感染警戒期」への移行について

平素より、本県の交通行政について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県においては、新規感染者数がゼロの日が続くなど、香川県対処方針の対策期では「感染予防対策期」レベル相当まで減少しておりますが、これから、年末年始に向けて、外出や飲食の機会も増えてくるものと想定されることなども踏まえ、11月6日(土)以降、本県の警戒レベルについては、現在の「感染警戒期」から1段階移行し、「準感染警戒期」に移行することとしました。

「準感染警戒期」においては、感染が拡大している地域への不要不急の移動について慎重に検討していただくとともに、引き続き、大人数での会食や飲み会は避けていただくことといたしますが、本県における現在の感染状況やワクチン接種の進捗等を踏まえ、今回の「準感染警戒期」においては、いわゆる「5つの場面」で例示されている5人以上の人数であっても「かがわ安心飲食認証店」または「店の広さに応じて1m以上の距離が確保できる店」を利用し、基本的感染対策を徹底していただく場合には、会食や飲み会が制限されるものではないことを留意事項としてお示ししております。

つきましては、貴職におかれまして、「知事から「準感染警戒期」における県民の皆さまへのお願い」(資料1)、「準感染警戒期における対策(11月6日以降)について」(資料2)の貴社(団体)の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、ご協力をお願いします。

知事から「準感染警戒期」における県民の皆さまへのお願い ～引き続き油断せず感染予防を～

現在、本県においては、新規感染者数がゼロの日が続くなど、香川県対処方針の対策期では「感染予防対策期」レベル相当まで減少しておりますが、これから、年末年始に向けて、外出や飲食の機会も増えてくるものと想定されることなども踏まえ、11月6日（土）以降、本県の警戒レベルについては、現在の「感染警戒期」から1段階移行し、「準感染警戒期」に移行することとし、当分の間、緊張感を持って感染拡大を警戒していくこととします。

「準感染警戒期」においては、感染が拡大している地域への不要不急の移動について慎重に検討していただくとともに、引き続き、大人数での会食や飲み会は避けていただくことといたしますが、本県における現在の感染状況やワクチン接種の進捗等を踏まえ、今回の「準感染警戒期」においては、いわゆる「5つの場面」で例示されている5人以上の人数であっても「かがわ安心飲食認証店」または「店の広さに応じて1m以上の距離が確保できる店」を利用し、基本的感染対策を徹底していただく場合には、会食や飲み会が制限されるものではないことを留意事項としてお示ししております。

事業者の皆さんにも、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底されるよう、また、飲食店の皆さんには、感染拡大防止を図るために「かがわ安心飲食店認証」を積極的に取得されるよう、お願いすることとします。

感染状況が落ち着いている局面であるとはいえ、今後の再度の感染拡大につながらないよう十分に留意する必要があることから、県民の皆さん、事業者の皆さんには、引き続き、感染防止対策の徹底に努めていただくようお願いいたします。

また、ワクチン接種については、高い発症予防効果と、発症しても重症化を予防する効果が認められています。各市町において、11月中の希望者への接種完了を目指して取り組んでおりますので、未だ接種がお済みでない方、特に予約がまだの方については、お住まいの市町からの案内に従って、ぜひ早めのご予約をお願いしたいと思います。

私としましては、ワクチン接種の進捗や飲食店認証制度の普及などにより、感染者の発生が抑えられ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さん、事業者の皆さんと、一緒に、全力で取り組んでまいりますので、引き続き、御理解、御協力をお願いいたします。

最後に、県民の皆さんに「NO コロナハラスメント」のお願いです。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する恐れがあります。感染者や医療関係者、さらには、その家族などへの差別や偏見、誹謗中傷は決して許されません。また、ワクチンを接種していない人が、ワクチン接種を強制されたり、差別的な扱いを受けることがあってはなりません。県民の皆さんには、正しい情報をもとに冷静な行動をとっていただきますようお願いいたします。

令和3年11月5日

香川県知事 浜田 恵造

準感染警戒期における対策（11月6日以降）について

令和3年11月5日

1. 県民への協力依頼

(1) 外出について

- 感染拡大地域（新規感染者数が5人以上/人口10万人/週を目安）への不要不急の移動については慎重に検討するよう協力依頼
また、当該地域に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力依頼
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力依頼
 - 別添1**：気をつけていただきたいこと
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力依頼
 - 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力依頼
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力依頼
 - 別添2**（省略）：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力依頼
 - 別添3**：新型コロナウイルス接触確認アプリ
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力依頼
 - 別添4**：「人の接触を8割減らす10のポイント」
(令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
 - 別添5**：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
(令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正)
- 大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛するよう協力依頼
- 会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力依頼
- 大人数での会食や飲み会を避けるよう協力依頼（注）
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力依頼（注）
 - 別添6**：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）
- （注）**別紙**：「「5つの場面」で例示されている5人以上の人数で会食・飲み会をする場合の留意事項」

2. 事業者への協力依頼

- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力依頼
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力依頼
 - 別添2**（再掲）：業種別ガイドライン
 - 別添7**：今後における適切な感染防止対策

別添8：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力依頼

別添9：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力依頼。特に、この期間は集中的に協力依頼

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力依頼

○時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力依頼

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力依頼

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力依頼

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること

- ・症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用すること

- ・手洗い・手指消毒を徹底すること

- ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること

- ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと

- ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

3. 催物（イベント等）の開催

○催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力依頼

国の基本的対処方針や催物（イベント等）の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、事前相談の有無に関わらず、**別添10**に沿った必要な感染防止策を講じていただくことを前提に開催を可能とする。

別添10（省略）：催物（イベント等）の開催に係る留意事項

○国の通知（令和3年9月1日付け事務連絡）を踏まえ、事前相談の対象となる催物（イベント等）のうち、数時間・数日間・数回に及ぶ催物であって、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物においては、感染防止策の徹底の要請に従わない場合（特に催物におけるクラスターの発生のおそれがある場合）には、中止又は延期等を含めて、主催者に協力依頼

4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で開館

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○医療機関、高齢者施設等へ抗原簡易キットを配布する。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

○ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。

○県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。